

ビューローベリタス仙台事務所をいつもご利用頂きありがとうございます。
 仙台事務所より、最新情報をお知らせ致します。

- INDEX -

TOPICS

#01. BELS 評価認証～戸建住宅は評価料金減免実施、非住宅は省エネ適判連動による取得が開始
国交省関連

#02. 国土交通省/火災時等における大規模重層長屋の危険性とその対応について
地域条例等

#03. 直近 1 ヶ月での新しい情報はありませ
インフォメーション

#04. Newsletter BUSINESS VISION 8 月号を発刊
 ①HSE 監査および既存建物の遵法性調査 ② 住宅用火災警報器の新たな運用

仙台事務所からヒトコト

#05. 既存建築物の遵法性調査業務について

■ □ TOPICS

#01. BELS 評価認証～戸建住宅は評価料金減免実施、非住宅は省エネ適判連動による取得が開始

■ **取得が進む BELS 評価認証**

戸建て住宅においては、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業など、BELS の取得や表示を要件とする補助事業により BELS 取得が進んでいます。

（※平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業による評価料金減免実施については、文末の案内をご覧ください）

非住宅においては、平成 29 年 4 月から、省エネ適合性判定と連動した BELS の取得がスタートしています。省エネ適合性判定を要する物件について、適判機関と同一の機関に対して、BELS に係る評価申請があった場合は、省エネ適合性判定通知書等を用いることにより、申請図書等を省略することが可能です。

■ **BELS 評価証における ZEH・ZEB の表示について**

ZEH および ZEB の基準を満たした場合には、BELS 評価書にその表示を行うことができます。

ZEH に関する表示の要件は、下図「選択項目とそれに対する表示項目、外皮基準及び一次エネルギー消費量水準」に基づきます。（出典：一般社団法人住宅性能評価・表示協会）

選択項目	表示項目	外皮基準	一次エネルギー消費量※	
			再生可能エネルギー除き	再生可能エネルギー加え
「ZEH」	「ZEH マーク」 ゼロエネ相当	省エネ基準適合かつ UA 値が以下の数値 1,2 地域：0.4[W/m ² K]以下 3 地域：0.5[W/m ² K]以下 4～7 地域：0.6[W/m ² K]以下	基準一次エネルギー消費量から 20%以上の削減	基準一次エネルギー消費量から 100%以上の削減
Nearly ZEH	「ZEH マーク」	省エネ基準適合かつ UA 値が以下の数値 1,2 地域：0.4[W/m ² K]以下 3 地域：0.5[W/m ² K]以下 4～7 地域：0.6[W/m ² K]以下	基準一次エネルギー消費量から 20%以上の削減	基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の削減
ゼロエネ相当	ゼロエネ相当	省エネ基準適合	基準一次エネルギー消費量から 20%以上の削減	基準一次エネルギー消費量から 100%以上の削減

同様に、ZEB に関する表示の要件は、下表に基づきます。(出典：一般社団法人住宅性能評価・表示協会)

表示項目	一次エネルギー消費量	
	再生可能エネルギー除き	再生可能エネルギー加え
『ZEB』	基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減	基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減
Nearly ZEB	基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減	基準一次エネルギー消費量から75%以上 100%未満の削減
ZEB Ready	基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減	—

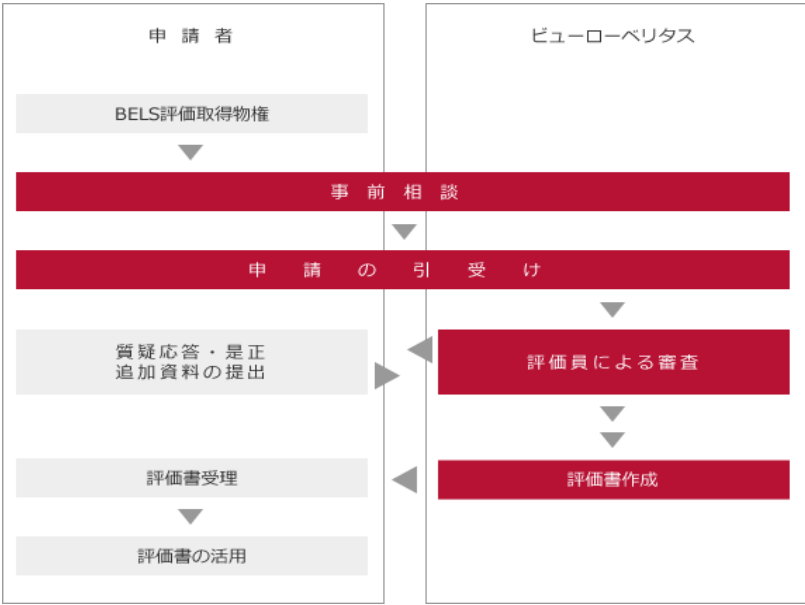
※一次エネルギー消費量の対象は、空調設備、空調設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする
 ※再生可能エネルギー量の対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含めることとする

■ BELS 申請可能な省エネ性能とは

「建築物エネルギー消費性能基準」を満たす断熱性能・設備性能があれば、申請可能です。
 なお、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のウェブサイトには、Q&A や具体事例などが掲載されており、BELS 評価認証取得への一助となります。<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/info.html>

■ 申請方法

・ BELS 申請の流れ



<http://kansa.bvjc.com/proposal/environment/bels/>

・ BELS 申請の方法

当社ウェブサイトでは、BELS の申請方法を説明した動画を公開しています。
 WEB セミナー：「BELS 申請書の作成ガイド」(<http://www.bvjc.com/ctc-business/bels/>)

＜平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業による評価料金減免実施のお知らせ＞

ビューローベリタスは国土交通省の「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助金交付決定を受けました。補助金に関する情報は以下をご覧ください。
https://www.hyoukakyukai.or.jp/house/2017/shouene/shouene_manual.pdf

■ お問い合わせ先

ビューローベリタスでは、BELS 評価認証業務を行っています。建物の省エネルギー性能を表示したい方

や、テナント誘致にエネルギー性能をアピールされたい方など、お気軽にお問い合わせください。
BELS 認証に関するお問い合わせ先は住宅と非住宅により異なりますので、ご注意ください。
なお、申請図書の持込は全国の事務所です。

・住宅について：

建築認証事業本部 住宅性能評価業務部
新宿事務所 TEL：03-5325-1236
名古屋事務所 TEL：052-238-6364
Exp 大阪事務所 TEL：06-6203-0870

・非住宅について：

技術監査部 神谷町事務所 (TEL：03-5573-8686 FAX：03-3505-3389)

■ □ 国交省関連

#02. 国土交通省/火災時等における大規模重層長屋の危険性とその対応について

昨今、通常想定されている長屋とは異なる大規模な重層長屋が現出し、火災時等における避難安全性が危惧されるケースがあるとの指摘を踏まえ、国及び関係地方公共団体で構成される「多数の狭小住戸からなる大規模重層長屋に関する検討会」が平成29年3月に設置され、火災時等における大規模重層長屋の危険性とその対応について議論が行われました。

詳しくは：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000086.html
お問合せ：建築指導課 企画係 03-5253-8111

■ □ 地域条例等

#03. 直近1ヶ月での新しい情報はありません

■ □ インフォメーション

#04. Newsletter BUSINESS VISION の2017年8月号を発刊しました

①労働安全衛生に係る監査および既存建物の遵法性調査

企業がビジネスを展開するうえでコンプライアンスの重要性はますます高まっています。CSR や SDGs の観点からも、企業として社会からの信頼を失いかねない労働災害予防のための労働安全衛生管理や、既存建物の遵法性確認による利用者の安全確保といった対応が急務となっています。

②住宅用火災警報器の新たな運用

新潟県糸魚川市での大規模火災を受け、住宅用火災警報器の設置について新たな動きが出てきています。



消防庁からの通達では、従来型の単独で鳴動する住宅用火災警報器だけでなく、連動型のものを取り入れ、新たな方式として検証を行うなど、火災予防への取り組みが進められています。

<http://www.bureauveritas.jp/newsletter/>

.....

■ □ 仙台事務所からヒトコト

05 既存建物の遵法性調査業務のご案内

ビューローベリタス仙台事務所をご愛顧頂き大変ありがとうございます。
弊社では確認検査業務以外でも建築物に関わる各種検査・認証業務を行っておりますが、最近の傾向と致しまして、既存建築物の遵法性調査及び検査済証が無い建物のガイドラインに基づく法適合調査についてお問合せや見積り依頼が顕著に増加しております。
遵法性調査ご依頼の背景は、近年のコンプライアンス強化による所有者様の意識の高まりや、既存建物の活用の機運の高まりによるところが大きいと思われます。
弊社においては「技術監査部」が専門的に業務を行い多くの実績を積んでおりますので、お客様より既存建物の調査についてご相談等ございましたら、是非仙台事務所までお問合せ頂きますようお願い申し上げます。

仙台事務所
建築確認営業部 営業部長 小嶋 修之

※Newsmail の情報・リンク先等は作成当時(2017年8月21日)現在の情報です※
+++++
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。
+++++
お問合せ先:ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部
仙台事務所 TEL : 022-716-1255 FAX : 022-716-1256
Mail: ctbca.sen@jp.bureauveritas.com
URL:<http://www.bureauveritas.jp> / <http://www.bvjc.com> (建築認証事業本部)

個人情報に関するお問合せ:人事部・情報管理センター
Mail:kojinjoho@jp.bureauveritas.com

Copyright (c) Bureau Veritas Japan All rights reserved.